

第8回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】 令和4年7月15日（金）13:30～15:30

【開催場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 14B

【出席者】（敬称略）

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長
（元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長）

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<林野庁>

川村竜哉 森林利用課 課長

福田 淳 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

安藤竜介 森林利用課 森林集積企画班 企画係長

<事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上、小川

目次

【開催挨拶】	2
【1. ガイドラインについて】	3
<ガイドライン全体の説明>	3
<ガイドライン修正箇所について>	9
【2. 今後の予定について】	22

【開催挨拶】

中山課長補佐 第8回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催します。まず、林野庁森林利用課の川村、福田よりご挨拶させていただきます。

川村課長 林野庁森林利用課長の川村です。昨年度までは、様々な特例措置活用の論点の整理ということで幅広くご議論いただきました。今年度はガイドラインの最終的なまとめの形で議論を進めていただきたいと思います。今年1月開催の委員会では、初めてガイドラインの骨子を示して説明させていただきました。しかし、森林経営管理制度は、規制改革推進会議等、政府全体の関心が高く、制度を活用した森林の集積・集約化、特に所有者不明森林の問題に対する取組をしっかりと進めるべきとのことで、年度末に急遽事務方でガイドラインの形を整え、4月に都道府県と市町村に示させていただきました。今後は、都道府県・市町村の意見も踏まえて、委員の皆様方より忌憚ないご意見を頂きながら、ガイドラインを作り上げていきたいと思っております。ガイドラインは、市町村の皆様の特例制度を安心して使っていただくためのものです。たとえ訴訟等が起こっても、ガイドラインに沿ってやっているということを示していただける、そういうものを作ることができればと考えております。最終的には、国の方にもいろいろな議論が起こると思っておりますが、まずはこの森林経営管理法という制度の中で、市町村が活用できる仕組みを整えたいと思っております。

福田室長 川村の後任で、4月から森林集積室室長となった福田と申します。3月まで木材貿易対策で、主に国際関係の仕事をしていました。森林経営管理制度、森林環境譲与税は世間の関心が高い案件で、身の引き締まる思いで日々仕事を進めているところです。皆様方からいろいろとご指導いただきたいと思います。

中山課長補佐 それでは植木委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

植木委員長 論点整理から始まって、ガイドラインが徐々に形になってきた。皆様にいろいろなご意見を頂き、まとまってきたのを大変うれしく思っています。このガイドラインがうまく機能するには、市町村森林整備計画や森林経営計画と一体となって森林整備に当たることが大切です。今後、市町村の林業担当者の負担が増えることが予想されます。体制をどのように構築していくかということも課題となりそうです。そういった議論は今後において詰めるとして、まずはこのガイドライン案をわかりやすい形に整理したいと思っております。皆様の忌憚ないご意見を頂きたいと思っております。

【1. ガイドラインについて】

<ガイドライン全体の説明>

中山課長補佐 それでは会議の進行に移らせていただきます。資料として、事前に頂いたご意見を基に着色修正した「資料 1-1 ガイドライン（修正箇所着色版）」、それを反映した「資料 1-2 ガイドライン（修正箇所反映版）」、及び「各委員からの意見と対応方針」の三つを用意しています。本日は、資料 1-1 をベースに説明させていただきます。まずガイドラインの内容を一通りご説明し、その後、修正箇所について順次ご意見等を頂ければと思います。

巻頭に「ガイドラインの見方・使い方」のページを設けました。ガイドラインに何が書いてあるのか、何が分かるのかを簡単に整理しました。1 取り巻く状況、2 森林整備の必要性、3 特例の手続、4 活用場面における検討、5 ケーススタディ、6 参考資料に分け、各題目の内容をできるだけ平易に表現しました。3 ページ目、「1 所有者不明森林を取り巻く状況」では所有者不明森林の現状と経営管理制度の取組の状況について、特例措置の活用に向けた視点を記載しています。具体的には、(2) の特例措置の現状では、令和 2 年度末時点の取組状況を示しました。市町村の約 8 割で準備作業を含め森林経営管理制度に係る取組を行っており、5 割の市町村で意向調査に取り組み、累計で 40 万 ha が実施済みとなっています。また、1 割の市町村で 3,500ha について経営管理権が設定されたところです。さらに、51 市町村では、所有者不明で探索を行っており、2,300 人のうち 1,300 人が判明したという状況です。最終的に、特例の活用に至った市町村は 1 町となっています。現在、令和 3 年度の実績を調査中で、次回の委員会までには修正案をお示しできるのではないかと考えています。4 ページ目には「2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性」という項目を設けました。これは市町村で経営管理の委託を受けて、森林の整備をする、その必要性や背景事情を参考情報として整理をしているページです。(1) の「森林の有する多面的機能」では、山が持つ様々な機能の状況、国民が期待する役割を整理しました。こうした情報を踏まえて検討を行うことが、不明所有者が現れた際の説明に備える意味でも重要だろうということで記載をしています。

5 ページ目の「(2) 森林整備の必要性」については、間伐の必要性に触れつつ、昨年度議論があった木材生産の観点での必要性にも触れています。

6 ページ目には、森林の誘導の考え方を参考として載せています。5 年毎に立てる国の森林・林業基本計画で位置づけている森林の誘導の考え方で、上が現状で、下が目指す姿となっています。森林を大きく三つに区分けしています。上の図の大きい丸が育成単層林でして、その上に広がっているのが育成複層林、その横に位置しているのが天然生林です。育成単層林が森林経営管理法で主な対象となっている人工林です。例えば、スギ、ヒノキの人工林は、この育成単

層林に入っています。現状では約 1,000 万ヘクタールあるこの育成単層林を、将来的にはその下の目指す姿のように 660 万ヘクタールぐらいに誘導していくというのが、森林・林業基本計画の内容です。すなわち林業経営に適したところはそのまま維持し、そうでないところは育成複層林を増やしていくという姿を描いております。いわゆる林業経営に適さない部分は、育成複層林として針葉樹と広葉樹の混じりあった山を将来的な姿としています。例えば、森林経営管理制度で市町村が管理を行う森林は、この育成単層林から育成複層林に誘導していく森林が念頭にあります

7 ページ目以降に「3 共有者不明森林等に係る特例の手続」をまとめました。

「(1) 主な事務の流れ」として、経営管理法に基づく特例措置をフロー図にまとめました。左から「共有者不明森林」の場合、「所有者不明森林」の場合、「確知所有者不同意森林」の場合の特例措置の事務の流れを示しています。左の二つで共通する事務として、不明な共有者、所有者を探索する工程があり、オレンジの枠で囲っています。この探索事務について、政省令や事務の手引に記載があるものをよりかみ砕いた形で、オールインワンになるように 8 ページ目以降で整理しています。特例措置全体の事務手続きは、事務の手引に委ねることとし、ガイドラインでは探索事務に着目して整理をしているところです。

8 ページ目には、「所有者探索の基本的な流れ」のフロー図を掲載しました。このフローチャートは、事前に意見を頂いたバージョンのものから少し変えています。委員からいただいた Yes/No 形式で整理できないかというご意見を踏まえつつ、10 ページ目以降の記載内容と突合できるような形でできないかということで、改めて整理をし直したものです。まず上から登記簿上の所有者の住所が分かるか、わからないかというところから始まり、住民票の探索で住民票があるかないか、なければ除票を取得することになります。さらに除票がなければ戸籍謄本、除籍謄本というところで登記名義人の生死の確認、法定相続人の確認をしていくという流れです。最終的に何もなければ、所有者不明として扱うこととなりますが、この一連の流れをフロー図で整理をしたものです。赤枠内に赤字の部分、一番上の「①登記簿等による情報収集」は 10 ページ目以降に、「②の住民票等による情報収集」は 12 ページ目以降にそれぞれ詳述しています。③、④も同様に、後段の手続きと紐づけられるような形でフローチャートを整理しました。

9 ページ目は、「探索に関する基本用語」を整理しました。前回お配りしたものに除票などの保存期間の情報を追加しましたが、中身的にはご意見を反映させた以外に大きな修正は加えておりません。

10、11 ページ目は、「登記簿等による情報収集」について示しました。構成として、まずやることの概要、次に具体的な事務フロー、さらに登記事項証明書の請求のワンポイントを記載し整理しました。右のページに関連する様式や、参考情報を載せる構成をとっています。事務フローは、土地及び立木の登記簿取得から、その所有者情報の確認と、登記簿以外の情報収集といった形で整理をし

ています。登記事項証明書の請求に関するワンポイントとして、事務的な手続きにかかる日数や、書類の取得先などを整理しました。右側に、実際に請求するに当たっての請求事由の記載方法、登記事項証明書の見方などを整理しています。

12 ページ目には、登記事項証明書で所有者だという方の所在を把握するために住民票等による情報収集をする際の仕方について記載しています。これも同様に概要を事務フローとワンポイントで整理しています。また右側にはその請求様式の例として請求事由の掲載と請求できる根拠法令を掲載しました。

14、15 ページ目については、住民票取得後、亡くなられているというような場合において戸籍謄本等による情報収集をしましょうというイメージ。こちらも同じく概要フロー、ワンポイントを整理し、またその右側に根拠法令、あるいは様式のここを見たらいいというところを整理しました。後ほど詳しく説明します。

16 ページ目では、①②③の結果を踏まえて、「相続人の探索」の際の概要や事務フロー、相続人の探索範囲等の現状の考え方を整理しました。17 ページ目に、参照条文として、事前にお送りしたときには入っていなかった森林経営管理法を追加しました。

18、19 ページ目は、「参考：法定相続人の相続順位」ということで、現行民法上の該当条文と、右側に相続順位の簡単な模式図を記載しています。模式図の下に、相続関係説明図の作成例を記載しています。相続順位についてよく問い合わせもあることから、こういう形で記載をしました。

20 ページ目以降は、検討委員会で議論いただいた内容を QA 形式で整理しました。作成に当たっては、当初は、活用のポイントを箇条書きで列記するような形式で整理できないか試みたのですが、分かりやすさや読みやすさを考え、QA 形式としています。

「4 具体の活用場面における検討」の「(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すれば良いか」で、まず、この森林経営管理法創設までの従前の考えを記載しました。元々、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行える仕組みとして、森林法に「要間伐森林制度」が設けられていたところですが、これには厳重な要件がありました。具体的には災害の防止等の四つの公益的要件というのがありまして、それを考慮して知事の裁定も必要とするかなり厳重な手続きであり、これまで活用事例はないという状況でした。この要間伐森林制度自体は、森林経営管理法が出来た際に、森林経営管理法の方に災害等防止措置命令を創設することになり、発展的に解消する形でなくなりました。一方、森林経営管理制度に新たに設けられた所有者不明森林等の特例措置は、こうした四つの公益的要件は特になく、最終的には市町村が必要かつ適当と判断するかに委ねられており、そういった位置づけを改めて解説し、公益的機能の発揮はもちろんのこと、地域の要望に応じて木材生産目的とした活用も可能なので、柔軟に活用の是非を判断してほしいという考え方を最初に述べております。

次に、具体的な QA ということで、大きい項目ごとに整理をしました。まず①の「林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合」の林業経営者に再委託して木材生産をしたいという問いに対して、森林経営管理法では、林業経営者に再委託をして、木材生産したいという場合に活用は可能であり、柔軟に判断して良いが、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する必要があるというところを記載しています。②の「地域住民の意向や市町村の方針」として、地域住民の要望に対応するためにやりたいという問いに対しては、一応定められた方針に従って検討していただければそれで良いという答えにしています。

21 ページ目の、Q3「市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている」には、市町村の体制を踏まえると、なかなか優先的には取り組めないというところで、分かっている所有者から対応するというところで差し支えない、ただそのみをもって、不明森林に対応しないということにならないよう、整備方針を明確にして対応する必要があるという答えにしています。次「(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか」というところです。まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報などを集めて把握しましょうということや、森林整備の実施前に一度は現地を見て、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにしておきましょうという内容。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定申請の場合は、その必要性が審査要件になるのでその観点も必要だということなどを記しました。

Q4 では、森林の状況の把握方法や森林情報の把握の仕方などを記載しています。22 ページ目、Q5「森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない」については、どういう指標を用いれば良いか等について、検討委員会でもテーマとさせていただきます。代表的なものとして、樹冠長率があります。40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられるという記載をしております。前回の資料では、40%以下、以上でどう考えるのかというのが分かりにくいという指摘がありましたので、明確にするため表現に工夫をしました。形状比 80 以上の場合、整備の対象とすることが考えられる、あるいは立木密度についても成立本数の妥当性を評価することが考えられるという記載にしました。また、コラムにこの樹冠長率と形状比の考え方を簡単に解説しました。

23 ページ、「③地形的要因、法指定等の検討」の Q6「地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい」については、土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が 30～35 度以上を整備が必要な目安の一つとすることが考えられます。また、現地まで行くのが難しい場合は、微地形表現図や地質図といった既存の資料で文献調査をやりましょうということを記載しています。また、Q7、保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか、という問です。ここは状況を踏まえて検討するということになります。保安林は、都道府県で基本的に対応できる部分なので、まずは都道府県と調整することが望ましいです。その上で、必要があれば、市町村が対応することも考えられます。Q8 では、「所有

者不明森林において病虫害対策を実施したい」といった特例措置の活用の観点について、積極的に活用するのが望ましいという形で記載しました。ただ、病虫害関係では各種措置が講じられているので、その調整はやってもらった方がよいと考えます。「(3) どのような内容の整備を行うか」では、Q9で、「搬出間伐」について、木材生産を行う森林整備も可能と記載しています。この点については、前回の委員会でも議論、指摘いただいたように、間伐はそもそも何のためにやるのか、森林の健全化が第1の目的だということが重要ですので、例えば搬出に伴って表土流出が起きないようにするとか、森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意しようということを記載しました。

24 ページ、Q10「列状間伐を実施したい」については、列状間伐も選択肢となるが、列状間伐に適さないところではよく考えてやりましょうということを書きました。また天然更新を期待した伐採を実施したい場合についても記載をしています。天然力の活用は、よく周辺状況を確認しながらやる必要があるという観点で記載をしています。また Q12 では、主伐の実施について、可能であるということを改めて記載しました。また、前回の検討委員会で資料配布させていただいた樹種転換の話も記載しています。Q13「存続期間の設定に迷っている」については、どの長さに設定すれば良いかは、通常の経営管理の委託を受けるという場合と比較して、特別な設定にする必要はないという形で記載をしました。ただし、特例措置だから長く預かりたくないのですごく短くするといった対応は、あまり良くないのではないかなというようにも記載しました。

次に 25 ページ目の「(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法」というところです。Q14で「確知森林所有者の持分割合は過半数に達しない」が良いものかということについては、その持分割合に関係なく活用は可能だということを記載しています。同様に Q15 についても、持分割合に関係なく経営管理内容を決めていただければ良いというような話、Q16も、所有者が全員不明な森林も、積極的に活用してくれということ項目として立てています。

26 ページ目のコラムの記述は、以前お送りした資料には入っていなかった内容で、「認可地縁団体」の関係の記述を少し入れています。前回、綾部市の事例のところで野村委員から地方自治法に基づく認可地縁団体の特例措置の活用についてお話がありました。それも踏まえまして、地方自治法に基づく特例措置を活用するということも考えられるし、入会林の場合は、入会林野近代化法という法律があり、そうした活用を検討することも考えられますので、コラムという形で記載をしました。森林経営管理法ではない仕組みを活用した方が結果的に楽に進められるのではないかな、という視点であります。その下の「②不同意者がいた場合の対応」ということで、綾部市の事例でも議論があったので、Q17で「確知した所有者から返信がなく困る」という場合の考え方を記載しています。原則書類のやりとりのみで手続きを進めれば良いのではないかなというところや、確実に届くよう進めていただく、あるいは督促も必要に応じてやっていただくということを記載しました。

27 ページ以降には、「5 ケーススタディ」を示しました。具体的には四つのケースで整理しました。「所有者不明私道への対応ガイドライン」に記載されているケーススタディの様式を参考にさせていただきました。ケース1では、共有者の一部が不明な場合のやり方ということで、森林の状況はどうか、探索の状況はどうか、それを踏まえてこの事例をどう考えるかという形式で整理をしています。共有者の一部が不明な場合、「森林の状況」パターン1、パターン2と二つ書いているのですが、いわゆる公益的機能の発揮を期待するような場合もあるし、パターン2のように、木材生産を射程に置いて経営管理を行いたいという場合もあるということで、パターンを二つ示しました。次に、「所有者探索の状況」として、町内の人から同意が得られたが町外の人を確知できなかったという場合への対応と、住所地への訪問を行っていないというような状況を記載しました。「事例の検討」では、特例措置を活用して良いのではないかと整理をしています。また、原則書類のやりとりのみで問題ないという見解を整理しています。

28、29 ページ目は、共有者は一部分かっているが、一部の共有者から返事がない、あるいは同意してくれないという場合のケースを整理しました。「森林の状況」としては地元の人が整備を望んでおり、「所有者探索の状況」については、数名から返信がないため、またその不同意の意思表示があったというような場合を想定しています。確実に書類を届けると三つ目の丸に書いていますが、不同意の意思表示が、数名については整備の実施そのものへの反対ではなく、自分は相続人ではないという主張、関わりたくないという意向で、同意を得られない場合にこの同意勧告を行って手続を進めたいというケース。そういった場合の「事例の検討」ということで、返信がない者に対して確実に書面が届いているということを確認していれば確知所有者と判断して差し支えないので、確知所有者不同意森林の特例の活用は考えられるということです。また、二つ目の丸にある、不同意の意思表示があった方の意向の把握に努めて、それを保存しておけば良いのではないかと書いています。よくあるのは、電話した際に同意しますと言われて、それを同意と取り扱って良いかというような話です。この場合、何をもって同意があったと判断するかは難しい面があるので、同意は可能な限り書面で取得するのが望ましいということを書いておきます。また、29 ページ目にあるように、自分は相続人ではないと主張する人もいるでしょうが、市が行った相続人調査の結果、所有者と推定される場合は確知所有者として扱うということで、この特例の活用を検討して差し支えないということを書いています。ただ森林整備そのものに反対しているか否かについて、同意勧告やその後の裁定の参考にするということも考えられるので、チェック項目を設けて、整備そのものに反対する不同意の趣旨を確認し残しておくことも一つアイディアとしてあるということで示しています。

最後に、その下にある「確知所有者不同意森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項」。これは事務的などころでもありますが、まず6か月以内に裁

定申請を提出する必要があるという点を記載しております。その上で、県が裁定申請処理をしていくことになるので、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当だと合理的に説明できるかを確認する必要があります。その際、定量的指標は必ずしも必要ではありませんが、写真等により、経営管理を行うことの必要性が説明されているか確認することなどを記載しています。

30 ページ目のケース3に、全員が不明という場合について示しました。特に、「所有者探索の状況」のところを見ていただくと、書類を取得しても見つからない、戸籍該当なしという場合に、「事例の検討」では、探索を十分に行ったと考えて良いということとし、戸籍謄本等の該当がない理由として考えられることを記載しています。また、現地確認までは必要ないといったことを記載しています。最後に、「所有者不明森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項」ということで何点か記載しています。所有者不明の場合は、所有者の探索行為をきちんとやったかという点と森林整備の必要性という点の二つを見るので、その観点を書いています。ただ市町村に対してさらに過重な資料を求めるといったことがないように留意しましょうという点についても記載しています。次の31 ページ目のケース4は、「所有者不明森林が非常に小さい場合」にどうするかという事例。糸魚川市の事例で、小さい面積の森林で、結果的に集積計画に取り込まなかったという事例がありました。小さい面積でも整備の必要性があると考えられる森林の状況として、病虫害の被害拡大なども想定されます。「事例の検討」の最後に、面積は極めて小さいが森林整備に十分な理由があるので、特例措置の適用は可能と考えられるという見解を示しました。

32、33 ページ目には、実際に特例を活用したケースということで、昨年度検討委員会に登場していただいた鳥取県若桜町の事例を掲載しました。

34 ページ目は、参考資料で、森林管理水準に関する知見の整理結果を掲載しています。森林整備の必要性、何をやればどういう効果があるかということ、また関係文献を整理したものや用語解説を載せています。残りの資料は前段の参考資料を掲載しています。以上、ガイドラインの全体の構成と主な内容のご説明となります。

<ガイドライン修正箇所について>

中山課長補佐 各委員から事前にご指摘いただいた部分から振り返りたいと思います。まず、河合委員から、市町村担当者は専門用語が分からないかもしれないので、説明を入れた方が良いでしょうとのご指摘を頂きました。これはガイドライン全体に対してのご意見だと思いますが、特に4、5、6 ページ目に森林特有の言葉が多くありますので、例えば、5 ページの上、適切な手入れの後に(下刈り・除伐・間伐など)を加筆しました。原案では、「間伐等」としていましたが、「等」として想定される具体的な作業を加えています。また、解説の記載方法について、当初は脚注形式での整理を試みたのですが、これが見づらかったため、34 ペー

ジ目に用語解説を入れる形としました。育成単層林・育成複層林・天然生林・主伐・皆伐・間伐・列状間伐・保育・除伐・下刈という、整備にかかる用語の解説となっています。河合委員、これについてご意見を頂きたいのですがいかがでしょうか。

河合委員 市町村担当者は異動があり、初めて林業関係を担当する方もいると思います。例えば、間伐と聞いて、干上がる方の「干ばつ」を思い浮かべる担当者もいるわけです。「間伐とは何か」から始まる担当者もいると思います。そういう認識も必要かと思い意見させていただきました。ガイドラインに出てくる他の言葉、例えば、「択伐」、「定性間伐」なども記載し、できるだけ分かりやすくするのが良いと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。今の「択伐」や「定性間伐」も含めてもう一度見直して追加すべきものを検討してみたいと思います。3～6ページまでの森林整備全体の関係のところでは他にお気づきの点がなければ次に行きたいと思います。7ページは、主な事務の流れということで、特例の全体の流れと、それに対応する事務の手引、林野庁の通知との突合関係を整理しています。8ページの事務フローについては、原案について片山委員より分かりづらいというご意見を頂いたのと、都道府県市町村から具体的な事務とフローが突合できるよう整理してもらえたら有り難いという意見もあり、わかる・わからない、ある・ないという形式で整理を試みたところです。片山委員、ご意見をお願いします。

片山委員 フローチャートを入れることで、分かりやすくなった気がします。所有者探索を全くやったことがない市町村担当者も、探索をやるとなったときに頼りになるのはこういうフロー図だと思います。自分が探査をするとしても、最初に登記簿によって情報を得て、登記簿に書いてあることを見て、所有者さんが生存しているか死亡しているかなどを調べていくことをこのフローチャートのとおりに見ていけばできるのではないかと思います。非常にうまく整理できたのではないかと思います。ありがとうございます。

中山課長補佐 原案はやや正確性を欠いてでも簡略化したものが分かりやすいのではと考えお示したところですが、今回のわかる・わからない形式で再整理させていただきました。他にお気づきの点があれば直していきたいと思います。9ページの探索の基本用語のところですが、野村委員から戸籍の参考情報として、「本籍地の市町村によって管理されている」というのを表現すると良いのではというご意見を頂き載せています。ここままで他にお気づきの点がなければ次に行きたいと思います。10、11ページの登記簿等による情報収集の内容は、基本的には公的書類で所有者情報を採っていくということですが、事務フローのその3に、「登記簿以外に

よる情報収集」ということで、「不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集」という項目を設けています。その具体的な者ということで、11 ページの下に、「不明森林所有者の情報を有すると思われる者の情報収集」として対象となる4類型をA, B, C, Dに記載をしています。品川委員からこのプロセスは必要ないのではないかとのご意見を頂きましたが、現状、政省令上このプロセスを踏むことになっているため、落とせないというところです。ただ、むやみに聞き取り範囲を広げる必要はないということで、事務フローその3に、(後述の4類型を対象としており、いわゆる地域精通者などへの聞き取りなどは不要であることに留意)と少し踏み込んだ文章を書きました。ここに書いてある者から情報収集すればよしということで、具体的には11ページにある、A当該森林の土地を現に占有する者がいればその者、あるいはB登記簿上に所有権以外の登記された権利を有する者、Cの意向調査により判明した関連情報を持っていそうな者、Dの市町村が保有する情報に基づく者。新たに土地の所有者となった方は、市町村への届出が義務という仕組みもあるので、そうした他の行政プロセスで所有者を確認する方法があれば利用するという位置づけで記載しています。

12、13 ページの「住民票による情報収集」で、品川委員から助言を頂き、「概要」「事務フロー」の修正をしています。「概要」に「登記事項証明書記載の住所に現在も居住しているかを確認するために、その住民票や住民票の除票の写しを請求します。請求に際し、本籍地の記載を求めておくこと本籍地情報から戸籍謄本除籍謄本をまた戸籍の附票の写しの請求と繋げることができる」という表現にしています。具体の事務フローですが、まずその1で、住民票の写し請求は、登記事項証明書から得られた氏名・住所の情報から所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えていると思われる市町村に住民票を請求するということとなります。そしてその2が、その住民票の写しの有無を踏まえた対応となります。a. 請求して住民票の写しがあったとなればその住所に意向調査票を送りまして、b. 住民票がないが除票があったとなると転出先が分かるので、そこに住民票の写しを請求していき、死亡が判明した場合は、本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求するという流れにしています。c. 住民票の写しや除票がない場合、基本的には本籍地は分かりませんが、登記事項証明書記載の所有者の住所地が実は本籍地で戸籍があるかもしれないので、その当該住所地の市町村に戸籍謄本等を請求し相続人を探索と記載しています。これは一般的な相続人調査でも通常行われていることとお聞きしますので、ガイドラインでもスタンダードな方法としたいと考えています。このほか、登記事項証明書記載の所有者の住所地に請求して戸籍謄本等がないという場合、不動産の住所、すなわち森林の所在地の市町村に戸籍の請求をするかについては、現状必要ないという観点から記載をしていません。しかし、例えば所有者不明森林の場合、県知事の裁定プロセスの際に、土地の住所地の市町村にも、戸籍を請求しなさいという話になると、やらないといけなくなることも考えられます。このため、

端から必要な事務として位置づけるかどうかというのが論点としてあり得るのではないかと品川委員にご意見を頂きました。林野庁としては、必要ないのではないかと考えており、現在のところ記載をしていません。しかし、通常の探索事務の場合には、実態としてやられる場合も多いと聞いていますので、検討の余地があるかもしれません。現状、c.の部分では、登記事項証明書に記載の所有者の住所地も本籍地と仮定して、戸籍を請求するという記載に留めていまして、土地の住所地を本籍地と仮定して戸籍を請求するという事務については記載しておりません。この点、品川委員と野村委員のご意見を頂きたいと思えます。

品川委員 書いてある内容のとおりでよろしいかと思えます。

野村委員 森林の場合、その住所地に本籍地があるとはあまり考えられないので、戸籍等を請求しないと思えます。しかし都道府県知事が裁定の際に、森林の住所地で戸籍など調べたかという指摘をすると、それは過重な要求になります。そういう人たちのために、これは不要でそこまで求めるものではないと記載することは一案としてあると思えます。ただ、施行令などでは森林の住所地で戸籍を申請するとはなっていないので、普通は言い出さないのではないのでしょうか。必要がないというのはそのとおりで、書くとするれば、要求すべきではないという趣旨で、念のため記載するかどうかということです。誰も要求していないのであれば、記載しなくても良いのではないかと考えます。

中山課長補佐 河合委員に伺いますが、実際に郡上市で探索をされる中で、戸籍の請求を行う際、所有者の住所地を本籍地と仮定して請求することはするのでしょうか、森林の場合はその土地の住所を本籍地として仮定するまで必要ないのではないかとこのところもあると思うのですけれども、実務ではいかがでしょうか。

河合委員 戸籍担当部署に聞いて戸籍があるのかどうか確認し、その情報を得ています。以前、林野庁からお問い合わせいただいたときにご回答したように、登記事項証明書に全く住所の記載がないところは、その名前で戸籍があったとしても、その人物が特定できないため市民課の担当者も戸籍謄本は出せないところです。また、登記事項証明書の住所が市外であっても、当該人物の戸籍謄本の存在を確認するかどうかということがポイントです。郡上市内の住所であれば当然確認しますし、市外の住所でも当該人物の戸籍謄本の有無が判明します。

川村課長 実務的に地元の市町村であれば、市民課などで検索をかけていただくというものはあるかと思えます。一般論として所有者の住所地を本籍地として仮定して戸籍謄本等を請求する旨を明記するということが、「土地の住所を本籍地と仮定して戸籍謄本を請求するという事務まで求めない」ということを裏返しで表現す

るということで整理したいと思います。

中山課長補佐

14、15 ページの概要のところは品川委員に記載の精査をしていただきました。「戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています」という解説を入れさせていただきました。戸籍の附票の写しを請求することで現住所を確認できるということです。具体の事務フローとして、まず住民票や住民票の除票から得られた本籍地情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本や除籍謄本を請求します。その戸籍謄本中に転籍の記載があれば、転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求します。この戸籍謄本と同時に現住所を確認するため戸籍の附票も請求。死亡が判明した場合は相続人を探索するという流れになっています。また、ワンポイントのところに、円滑に事務を進めるために請求先の各市町村のホームページから必要な情報を事前に確認することも考えられ、この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると、手続きがスムーズに進むと考えられるなど、通常の探索スキームでよくやられているポイントを加えさせていただきました。

16、17 ページで、①②③の情報を踏まえて、登記名義人の方が亡くなられていた場合の探索を記載しました。概要のところの登記名義人等の所有者が、戸籍謄本等により死亡していることが判明した場合、戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。確認に当たっては、亡くなられた方、被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍を取得する必要があると記載しました。相続人が死亡または不明である場合は公告の手続きを進めましょうということです。次に事務フローその1。戸籍謄本等で確認した相続人の本籍地の市町村に相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求します。その2で、その情報を元に意向調査票等、森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととしています。ここは森林所有者を特定する書類は何かというのが曖昧だったので、意向調査を行うという意味で「意向調査票など」と加えました。仮に相続人が死亡していた場合であっても相続人の相続人の所在が分かっているならば、その者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととなります。その次が「相続人の探索範囲」です。法令の規定により、原則として探索する範囲は登記簿上の所有者及びその相続人となると書きました。

17 ページに森林経営管理法施行令と施行規則の抜粋を記載しています。特に施行令第1条の第4号、登記名義人等が死亡または解散していることが判明した場合には農林水産省令で定めるところにより、記録されている戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に提供を求めるということになっています。この農林水産省令で定めるところにより、というのが、その下の森林経営管理法施行規則第9条第1号に記載されておりまして、登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿または除籍簿を備えると思料される市町村長に対し、戸籍謄本等を請求することとされています。

ます。第2号で、前号の措置により判明した登記名義人等の相続人が記録されている、戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対して、当該相続人の戸籍の附票または消除された戸籍の附票の写しを請求するという事になっていきます。この規定により、原則として探索する範囲は登記簿上の所有者及びその相続人という解釈を取っており、そういった意味で探索範囲は一般的に配偶者や子ということになっています。しかしながら、登記記録は現に所有していると思料される者の祖父母の代で止まっており、特に森林の場合、登記されてから50年以上は経過しているものが3割以上あるという結果もあります。孫の所在も把握できるという場合も多くあるので、運用上では探索を尽くすという観点で所在が把握できる場合にあっては孫の代まで丁寧に探索を行うよう努めるという記載をしています。また全ての相続人を把握するためには、出生から死亡までの一連の戸籍が必要になるため、いわゆる改正原戸籍謄本の入手についても記載をしています。また相続関係説明図を作成すると相続の探索に漏れがないか確認できること、フィールドワークはそれほど必要ないことを記載し、17ページ目の上のところに、登記名義人の所有者情報が不足するときや戸籍等が廃棄されているときは把握できないので、特例措置の活用に進むと記載しました。

18、19 ページ目に、現行民法下の法定相続人の相続順位の記載をしています。図10で、配偶者は常に相続人で、子が第1順位、子がないときは、第2順位として直系尊属、第1、第2順位がないときは被相続人の兄弟姉妹というよう相続順位となりますので、その関係を図で整理しました。相続人の探索で追加のご意見を頂きたいと思います。

野村委員 16ページの概要の二つ目、「相続人を確認するためには、被相続人から死亡するまでの一連の戸籍を取得する必要があります」の部分は「被相続人が生まれてから死亡するまで」ではないですか。

中山課長補佐 ありがとうございます。修正します。

野村委員 相続人の探索範囲については初期から品川委員と話をしています。法令上は相続人までとあって、相続人の相続人は特例として直接には求めていない。それは立法時にそういったことを確認した経緯があると伺ったところですが。そうは言っても孫まで調べず、公告して知らないうちに進んでしまったときに、クレームに耐えられるのか。デリケートな弁護士は権利を失うと言うと思います。孫までの探索をやらなくて良いと自信をもって言える人はあまり多くはないだろうと思います。「丁寧に探索を行うように努めます」という記載はそうした配慮があるのかなと認識しています。私見では、絶対必要ですとも言いたくないし、緩和するような方策はないものかと考えています。合理的に「こういうケースはもう探索しなくて良いのではないか」といった内容を取り入れたいと思いつつ、「努める」

と記載があるので良いのかなとも思います。話は飛びますが、関連して 33 ページの若桜町の事例のところ、「所有者探索の状況」の原案の記載はこれで良かったのではないかと思います。

中山課長補佐 探索の状況の部分は原案の記載のままで良かったということでしょうか。

野村委員 そういう実務もあり得ると言っておきたいが、公表する文書に堂々と書いて良いのか。異を唱える者がいるのではないかと思ったら、この辺の話をあまりガチガチ書き込まない方が良いと思います。今の法令の作り方だと、実際子供まで探索したが孫まで探索をしなくて良いと言えるかというあたりについてはデリケートなところですよ。今一度、品川委員のお考えを伺いたいと思います。

品川委員 ここに関しては、林野庁との事前協議の際にも、かなり詰めた話し合いをさせていただきました。林野庁としては、一旦手引きに明示したことを簡単に削除することはできないということだと受け止めています。ただ、法律家からすると、だからいいですと直ちに受け入れることもできませんので、削除できませんかと申し上げました。しかし林野庁としては削除できない、ということで協議の際にお話があったところです。一方、林野庁や私が市町村で研修をさせていただく中で、現場では決して探索が配偶者と子まででは止まっていないという経験上の認識は、共有できました。実際に現場の人が明治時代、大正時代の登記を基に探索を開始して、それで配偶者と子のところで探索を止めるという現場感覚は、持っていないわけです。私もそのように見ているし、林野庁の方もご存知のようでした。私や野村委員が、法律家としてこのガイドライン作成者に名前を連ねておきながら、この記載が残るということは非常に痛恨ではあります。あとから同業者に批判を受ける可能性はあるのですが、この辺りの対話を議事録に残して、一旦引こうかというところですよ。何とぞご了解いただきたいと考えています。

中山課長補佐 ありがとうございます。探索については河合委員からしっかりと探索すべきだというご意見を頂いておまして、郡上市でもしっかりと探索をやられています。綾部市は探索をした結果、30名の共有林の法定相続人が140～150名ぐらいになりました。ノウハウを集めるということで、昨年度恵那市に協力していただいたところ、数百名ぐらいになり、実際ギリギリまでやってみたらまだ膨らんでいます。特に共有地の場合、そういった実態が多いと思います。大正時代の登記で止まっているということがあります。森林経営管理法が出来たときの経緯だと、農地では、登記簿に記載の所有者の戸籍で分かる相続人の戸籍の附票を取るという運用が動いており、それを参考にしながら、森林も同様のやり方でできないかといった背景があります。一般的には配偶者と子までの探索となっているが通常、登記名義人の相続人が亡くなられた場合その相続人についてまた戸籍を取る形で進んでいくと思います。そうしますと相続人を新たに確知してしまうので、分

かったら探索しなければなりません。ただ登記名義人の戸籍で分かった相続人の戸籍の附票を取ってその戸籍の附票がなかった、あるいは相続人が亡くなっていたという場合、政省令上のプロセスとしては、この段階で特例を実施することは可能だということになります。一方で所有者を明らかにして、所有者情報をしっかりと整理するという観点でいくと、当然最後までしっかり探して所有者を確知していこうということも現場実態としてあります。そこの兼ね合いが難しいところです。法律の建付は、そういう形で設計しているものなので動かさない部分があります。このガイドラインで我々としては結構踏み込んだつもりでありまして、しっかり探索をやるという部分をかなりにじみ出して「探索を行うよう努めます」と表現させていただいています。

川村課長

野村委員、品川委員がおっしゃるとおり、実際に森林が管理されている状態という現実がある中で、探索を止めるということにはならないと思います。仮に、昭和初期で登記が止まっても、森林はおそらく50年生ぐらいなので、そうであれば戦後に植林されたということになります。その森林が間伐した跡があるというような状態であれば当然、それなりに探索をするというのが一般常識として求められるので、「丁寧に探索を行うように努めます」というところの意味合いを研修等でしっかりと指導していきたいと思います。なお、ケーススタディのどのような場合にどこまで外したということもできるだけ積み上げていきたいので、引き続きガイドラインの充実を進めたいと思います。

野村委員

補足ですが、他方、自分で相続人探索をした経験などから、調査はできる限り全てやりなさいというそれだけのメッセージだと、千人でもやればできるのですが、それが必須となってしまうと、それは良くないのではないかという思いはあります。それを全部調べない限り要件を満たさないということになっていないのは、むしろ良いことだと思います。とはいえ、簡単に調べられるものしか調べないというのではないのです。例えば、すごく枝わかれして、権利の100分の1しか持っていない人の枝の先の方が調査し尽くせていないというとき、99%の権利者が分かっている中で、特例に進んで良いのか。調査の程度とか、権利の分量とかを考えて、公告手続きに進んでも誰かの権利を重大に侵害するわけでもなく、法律上の要件も満たしているというある一部の柔軟さはあった方が良いと思います。これは私の価値観であって弁護士一般の価値観ではないかもしれませんが、そういう意味ではむしろ、法律ではここまでしか求めていないということはある意味でも良いと思います。ここまでやれば探索として十分ではないかというような、厳密さを少し削れるような考え方を正式にどこかで打ち出せるものであれば、その努力に協力したいと思います。

品川委員

野村委員から非常に心強いコメントを頂きました。林野庁と事前協議を行う中で、法改正するのであれば、野村委員がおっしゃったように、例えば、相続人100人

まで確認したところで公告して良いとか、そういった制度を検討しても良いのではないかといった提案をさせていただきました。

中山課長補佐 ありがとうございます。

河合委員 「努めます」という言葉はすごく曖昧なところがあるので、難しいかもしれませんが、ガイドラインを使う市町村の担当者たちが迷わないような、また使いにくいものにならないような書き方にできればしてほしいところです。

川村課長 今の状態では、どこまでが努めたということになるのか曖昧さが非常に残っているのはご指摘のとおりです。そこはケーススタディを積み重ねてガイドラインを充実させていくところと、法改正の課題を視野に入れながら、今後検討していきたいと思います。

中山課長補佐 ありがとうございました。次に、20、21 ページの QA のところで、特に河合委員から、所有者不明の森林の場合の都道府県の裁定申請の場合にしっかり説明できるように備えることが必要で、ケーススタディの部分に書くだけでは足りないのではないかというご意見を頂き、括弧 2 番の矢印二つ目の中ほどに、追加させていただきました。さらに、Q4 の「森林情報の把握方法に迷っている」というところに下層植生の状況について良い悪いという事例を写真で入れた方が良いのではないかというご意見も頂き、下層植生の状態の写真を入れました。河合委員、いかがでしょう。

河合委員 結構です。

中山課長補佐 23 ページの Q9 です。切捨間伐だけでなく搬出間伐を実施することも可能かというところについて、元々の記載でも趣旨は伝わるから良いのではというご意見を阿部委員より頂いたのですが、間伐の必要性や間伐の効果をしっかり出すという意味で、搬出に伴う表土流出が起きないようにするという、具体例を挙げこの公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する追記しました。阿部委員いかがでしょう。

阿部委員 結構だと思います。

中山課長補佐 25 ページ、確知森林所有者の持分割合 Q4 の確知している全員が同意しているが、持分割合が過半数に達していない場合、品川委員からなぜ過半に達してなくても安心してできるのかを記載した方が良いのではとのご意見を頂きました。この特例措置について解説を少し加えたところです。特例措置は確知所有者全員の同意を条件として公告期間の申出がなければ、不明共有者の同意があ

ったものとみなすとされているので、持分割合に関係なく活用が可能ということで少し解説を加え直させていただきました。品川委員、そういう趣旨で良いでしょうか。

品川委員 私の質問の趣旨ではなく、林野庁の解釈の趣旨はということだったのかということなのですが、制度としてこうしましたではなく、どうしてこういう制度にしたかというところが皆さんも腑に落ちないのだと思います。10分の1でも100分の1でも確知している人がいて同意しているのであれば、残りの100分の99が不明の状態であっても特例措置を活用して良いと、極論ではそうなります。なぜそう考えることが許されるのかと思うわけです。私は何となく不安感を持ちます。私が質問・意見で書いたところは、私が説明を求められたら頑張っってこう答えるという一案にすぎません。林野庁に別のお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

中山課長補佐 所有者不明森林の場合は都道府県とダブルチェックがあるから良いというのはあるのですが、共有者不明の場合市町村の公告のみで終わるので、なぜ市町村の公告単独で終わって良いのか。確かにはっきり解説する内容ではないのですが、確知している所有者がいてかつ同意しているということしかないと思っています。そういった意味で、確知所有者全員の同意を条件としていることを書いているところです。

品川委員 100%所有者不明であれば、公告、裁定となります。100分の1の持分の所有者でも同意していれば、公告だけで良いということです。これは私が考えてみた理屈です。

川村課長 登記簿の持分割合に関わらず、誰か共有者がいれば、シングルチェックで十分ということで制度を作るに至った。ここはトートロジーのようになっており、なかなか難しいというのは我々も議論していました。最終的にはシングルチェックであろうとダブルチェックであろうと、みなし同意といった形で全員同意という形を作り上げるので、持分の割合について制度上は問わない。ある意味、品川委員のお考えで良いと思いつつ、そこが確認できなかったという状況です。

品川委員 できるだけ手続きを軽いものにしていこうというお考えには同調できますが、使う側が不安になる気持ちも理解できましたので、コメントさせていただきました。

中山課長補佐 QAの具体的な修正点はそういったところです。今後、できるだけQを増やしていけば良いと思います。具体のものを今、念頭に置いているわけではないのですが、やはり取組が進む中でいろいろな声も出てくると思っており、ここは特にこれからさらに充実させていただきたいところだと思います。QAについて追加で

お気づきの点はあるでしょうか。

阿部委員 Q4の「植生の有無など」とあるが、「下層植生の有無」の方が良いのではないのでしょうか。図12は「下層植生」になっています。

中山課長補佐 修正します。

阿部委員 もう一つ、Q4の最後の文章で、「ドローンや地上レーザー計測等を活用し」との記載があります。ドローンは非常に一般的になってきていると思いますが、地上レーザー計測は現場でも使われるのでしょうか。なかなか難しそうな気がするのですが。

河合委員 現場で使っています。

川村課長 使っているところはポツリポツリと出始めています。

河合委員 なかなか難しいですね。

植木委員長 でもまだ一般的ではないのではありませんか。

河合委員 森林組合が持っているので、借りて今やっているところです。

中山課長補佐 やってみると手間がかかるという意見をたまに聞きます。

植木委員長 こうやって書いてしまうと、現場では地上レーザー計測をやらざるを得ないという意識になってくる可能性があります。結構手間なので、いかがなものかなと思うのですが。

河合委員 一方でドローンを飛ばして写真を撮って確認するくらいなら簡単ではないかと。

植木委員長 ドローンならだいぶ普及しています。地上レーザーはどうでしょう。

川村課長 現場の受けは悪いような印象でしょうか。

阿部委員 専門の方がやらないとデータ処理が大変です。

川村課長 地上レーザーを導入したところで計測の件数が多いところは大変というのを聞いてはいるのですが、データ処理はソフトがあるので本数と太さくらいは算出できるのではないかと思います。ここはもう少し一般化したものの記載にする

ということで検討したいと思います。

中山課長補佐 ドローン由市町村直営で使われているという声はお聞きします。森林組合でもドローンを飛ばしているのでしょうか。

片山委員 森林組合でもドローンを持っていて職員が使用しています。地上レーザーは県森連がもっており、やっている話は聞くが大変なようです。細かくポイントを取って計測する必要があり、それをするなら自分で本数を数えるといった話は聞いています。

河合委員 実際やってみた例ですが、30m 四方のプロットで12点とるのに約30分かかります。

中山課長補佐 下層植生があっても大丈夫なのでしょうか。

河合委員 下層植生があるとあまり精度は良くないですね。

川村課長 見えないところをどうするかというのは課題ですね。

河合委員 地上レーザーだと樹高が正確に出ないのが課題です。

片山委員 地上レーザーで調査が簡素化できるかという話は議論が必要かもしれません。

中山課長補佐 確かにドローンを使って現場確認を容易にやっている事例を入れると分かりやすいかもしれないですね。

植木委員長 そういう意味では、23 ページ Q6「地形的要因」の二つ目に「微地形表現図や地質図といった文献調査」と記載がありますが、徐々に一般的になりつつあるCS立体図がかなり有効ではないかと思います。意外と簡単に手に入る状況で、長野県では取得できます。他県でも作成していると聞いています。

河合委員 岐阜県でもあります。

植木委員長 ありますね。CS 立体図を見ると、くぼ地だとか尾根だとか地形がよく分かります。利用しやすいのではないかなと思います。

川村課長 今、各県で森林環境譲与税が入ってきている関係で航空レーザーを飛ばしています。微地形表現図と派生であるCS 立体図はかなり整ってきている状況です。データ計測の成果等の形で微地形表現図とかCS 立体図とか例示をするような

形で既存のデータ活用を記載していきたいと思います。

中山課長補佐 植木委員長、そのほかよろしいでしょうか。

植木委員長 この程度でよろしいかと思えます。

中山課長補佐 ありがとうございます。27 ページからのケーススタディについて。ケース1は特にご意見はありませんでした。ケース2は28、29 ページで、元になった京都府綾部市の事例がちょうど動いており、その状況を踏まえて記載を検討した結果、記載が多くなっています。前回、品川委員から頂いた「チェック項目を設けて」というご意見も29 ページの二つ目に入れてあります。森林整備そのものに反対か否かを容易に図れるようにしておくというアイデアを記載しました。県知事裁定の留意事項を設けましたが、昨年度の骨子案でお示したときは、別途の項目で裁定の留意事項を整理するという案をお示していたところです。しかしながら、作る過程で収まりが良いところが見つかりませんでした。そのため、ケーススタディのところに収めたところです。次の30 ページ、ケース3、所有者探索の状況で「その他参考となる情報はなかった」と入れていますが、事前に見ていただいたものには「本籍地には登記名義人の同姓が多数居住している地区があったので、地区長に情報提供を求めたが心当たりはないとの回答であった」と、聞きとりをやってみたということを入れていたところです。しかし、入れると逆にやらないといけないのではないかという議論を惹起するというので、それを削り、「その他参考となる情報はなかった」という記載にしました。同じように、この下の事例の検討の「探索を十分に行ったといえる」というところも、原案は、「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており」と記載していましたが、しかし、書くとなしにないといけない、という考え方を持たれるかなということで、削りました。以上が変更点です。

31 ページ、ケース4でも同様に、「事例の検討」の「探索を十分に行ったといえる」のところに、「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており」というのを入れていたのですが削りました。できるだけフィールドワークに誘導するような記載をなくすという観点で修正したものです。

32、33 ページ、若桜町の実例。先ほど野村委員からご指摘いただいた、33 ページの所有者探索の状況のところも、一部記載を削除しています。記載ぶり自体は、昨年度の検討委員会の資料でお示したもののままですが、ガイドラインに記載するに当たって、整序を行ったというところです。ケーススタディも実際に検討委員会で紹介した事例をそのまま載せるか、できるだけ一般化した方がよいか悩みました。一般化した方が汎用性はあるのではということで、ケース1～4として整理し直しました。そして実際に活用するに至ったケースについては、そのままその事例を載せるというような形にしています。ここは活用

事例が増えてくれば、追加を行っていくことを今考えているところです。ケーススタディについては、図面や写真入れたりして、見やすくしてくれというご意見もあると思うのですが、そこまで至っていない状況です。現時点ではこのような形式で進めさせていただければと思います。ケーススタディの部分について追加でご意見があれば頂きたいと思います。

34 ページでは知見の整理として、通常の経営管理を行う場合と同様の判断で構わないということ、それをどのように判断するのかということをご参考情報として整理しています。ただ各都道府県の研究機関が普及している知見があるので、それを基に対応してくださいと整理しました。

前回お示ししたガイドラインの骨子の項目のうち、入っていない項目があります。これが「その他法制度の活用」で、昨年の民法改正、昨年度の検討委員会で共有物の管理・変更・処分の考え方を整理させていただいた話、森林法に共有者不確知森林制度があり、具体的には共有者自身が整備したいときに共有者が分からなくても、知事裁定で整備が進められるというような仕組みです。こういった内容については別途項目を作りたいと考えておりました、そちらは次回の検討委員会で見ていただきたいと思います。

以上、ガイドラインの全体と頂いた意見を全てご紹介しました。資料2には委員の皆様から頂いたご意見と、それに対する対応や修正などを記載しました。基本的に全て修正するという認識で対応させていただいています。検討委員会の資料をホームページに載せるに当たって、特にお差し支えなければ、このまま載せさせていただこうと思います。ほか気になる点をご指摘いただき、適宜修正をさせていただきます。ガイドラインの関係で全体を通して追加コメントがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

河合委員 相続権者が相続放棄の手続きをしていた場合にはどうすれば良いかについて、QAに入れてもらえればと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。研修会等でも相続放棄の扱いを聞かれることがあります。研修資料では、探索のプロセスの中で、必要に応じて相続放棄の有無を調べることとしています。探索プロセスの中に入れてしまうと、相続放棄の有無の確認が必須のように感じられるおそれもありますので、どこかに入れることで検討したいと思います。次回、河合委員から頂いたご意見や追加のその他法制度の活用など整理の上、引き続きガイドラインについてご議論いただきたいと思います。

【2. 今後の予定について】

中山課長補佐 次回は10月25日に石川県（※）で、片山委員のお膝元で開催をさせていただくということでご案内しています。実際に経営管理制度に取り組んでいただい

ている白山市と能美市のご協力で現地を見させていただき、ディスカッションさせていただきたいと思います。片山委員、一言お願いしたいと思います。

片山委員 去年、河合委員にお世話になったので断るわけにいかないなと思いました。ぜひ皆さんに来ていただき、我々の山を見ていただければと思います。お待ちしております。

中山課長補佐 石川県は森林経営管理制度の取組が全国でもトップクラスの進捗で市町村事業が進められています。所有者不明に限らず、そういった意味でも全体の取組として非常に良い現地検討になると思いうごく楽しみにしています。よろしく願いいたします。それでは植木委員長のお言葉をもって、本日の検討委員会を終了させていただきたいと思います。

植木委員長 皆様、本日はいろいろなご意見を頂きありがとうございました。ガイドラインは今日の意見を受けて事務局でさらに丁寧に内容を仕上げることになると思います。10月の現地視察は大変楽しみにしています。ぜひよろしくお願いいたします。

中山課長補佐 皆様、お忙しいところありがとうございました。またよろしくお願い致します。

※石川県能美市・白山市における現地検討会については、豪雨災害の影響で中止となり、長野県上田市での開催となった。